

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための 国民年金法等の一部を改正する法律案

<主要項目> (衆議院での修正を反映)

- (1) 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるという観点から、受給資格期間の短縮を行う。
(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行)
- (2) 基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度(平成16年改正法で「別に法律で定める年度」と規定)を平成26年度と定める。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (3) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。(平成28年10月から施行)(※)
- (4) 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。
(2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行)
- (5) 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行)
- (6) 低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付措置を講ずる。高所得者の年金額調整、国民年金第1号被保険者に対する産前産後の保険料免除措置について検討する。(※)

注) (1)、(2)、(5)については、税制抜本改革により得られる税収(消費税収)を充てる。

(※)は衆議院の修正・追加のあった項目。原案にあった、低所得者の年金額の加算、高所得者の年金額の調整、交付国債償還に関する規定は削除された。

受給資格期間の短縮について

<改正内容>

○ 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する。

(対象となる年金)

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金
寡婦年金
上記に準じる旧法老齢年金

○ 現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。

○ 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(平成27年10月)。

(参考)65歳以上の無年金者(約42万人)の納付済み期間の分布

納付済 期間	10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	計
割合	59%	19%	15%	6%	100%

※端数処理のため合計が一致しない。

(平成19年(旧)社会保険庁調べ)

「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」及び「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」の施行日について

① 公布日（平成24年8月22日）から1年以内（～平成25年8月）

○公務員の恩給期間に係る追加費用削減

② 消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成26年4月1日）

○遺族基礎年金の男女差解消

○基礎年金国庫負担2分の1に関する特定年度を定める改正

③ 公布日から2年以内（～平成26年8月）

○給付関係

・繰下げ支給の取扱いの見直し

・旧法国民年金任意加入者の保険料未納期間の合算対象期間への算入

・障害年金の額改定請求に係る待機期間の一部緩和

・特別支給の老齢厚生年金の支給開始に係る障害特例の取扱いの改善

・未支給年金の請求範囲の拡大

○保険料免除、収納対策関係

・国民年金保険料の免除期間に係る保険料の取扱いの改善

・国民年金保険料の免除に係る遡及期間の見直し

・産休期間中の保険料免除、従前標準報酬月額の特例

・付加保険料の納付期限の延長

○その他

・所在不明高齢者に係る届出の義務化

④ 平成27年10月1日

○受給資格期間の短縮

○被用者年金一元化

⑤ 平成28年10月1日

○短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大

○健康保険・船員保険の兄弟の被扶養認定における同一世帯要件の撤廃